

鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

＜基本方針＞

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

1 これまでの経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長) 市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼
(知事) 市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

○現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。

○東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。

2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

(1) 移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲(委託)事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (27)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合計	2,591 (2,092)	

※移譲（委託）事務数には、法定移譲事務（1,697事務）に関連して任意に移譲する事務（894事務）を含む。

※下段（ ）は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いたのは、特例市権限で現在市において実施している事務（4町分は県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

(2) 移行後の体制整備

組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様にできるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。

イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。

ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時(市) 約75名(正職員)を増員配置

(市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。)

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮しつつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。

③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種 of 専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

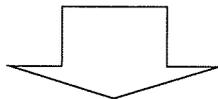
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり随時対応。

⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

○専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ

○市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随時受入れ）

○市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随時参加。

(3) 施設・設備等

① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行（平成30年4月）からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸。

② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設（環境下水道部内）や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

③ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

④ 試験・検査備品等

- ・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム
現在の観測地において、引き続き市が使用。（県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定）
- ・検査機器（血液検査用遠心分離機など）、業務関連備品（医療救護対策支部用備品など）
県から市へ譲渡、貸与
- ・事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

(4) 住民等への周知・広報

① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口に設置

イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

（市民・市職員等約350名参加）

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

ウ その他継続して取り組んでいる広報等

(ア) 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定（＝例規整備）等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

(イ) パンフレットの作成・配布

(ウ) とっとり市報

特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。

(エ) 鳥取市公式ウェブサイト

(オ) ケーブルテレビ等による広報

市長出演、静止画によりお知らせ

日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)

(カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)

(キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

② 県・4町の取組

ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

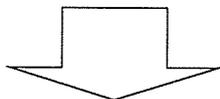
【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について随時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

- 住民説明会の開催(市、4町)
- 関係事業者・団体等への説明
- 広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)
- 対象者・事業者等への案内・通知